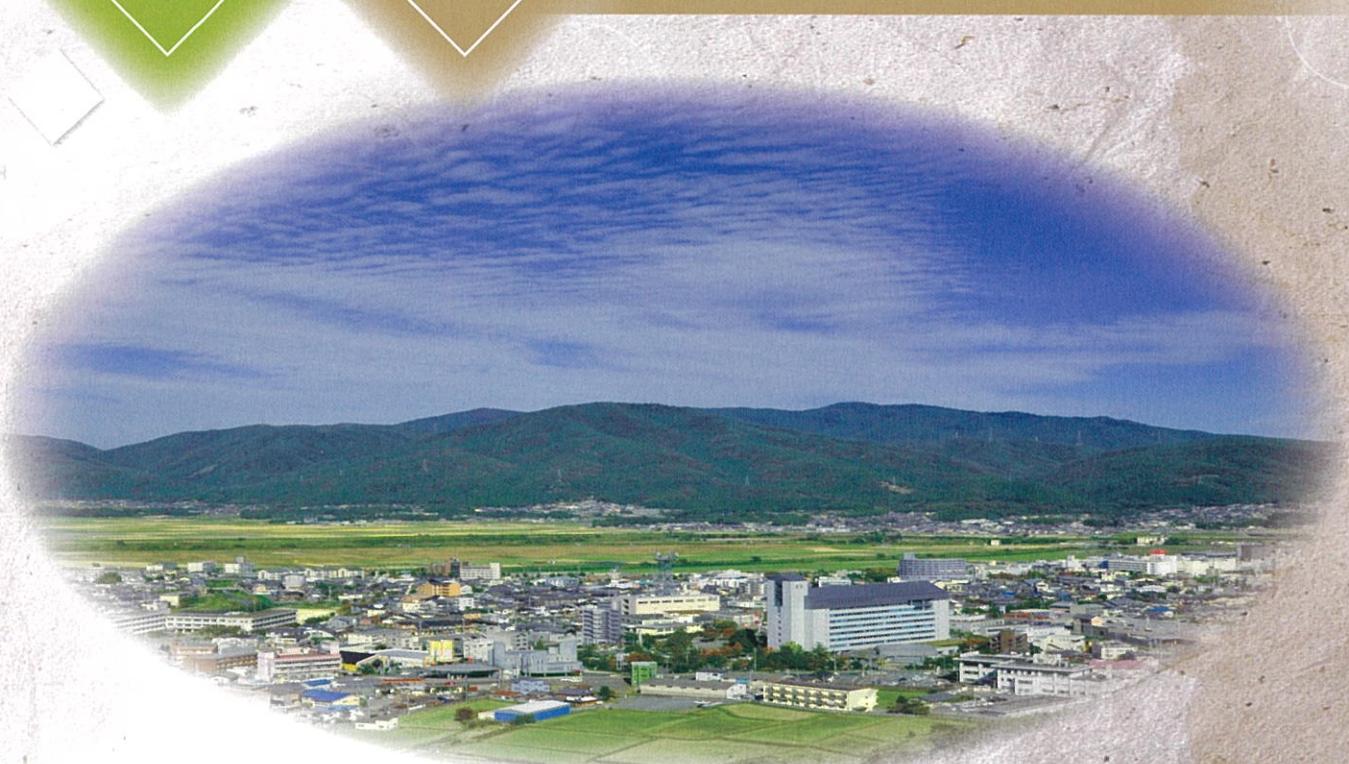


# 亀岡市の 景観づくりについて



亀岡市における資源を活用し、良好な景観形成を通じ、『住んで良かった』『訪れて良かった』と思えるまちづくりを目指して、亀岡市景観計画を策定し、亀岡市景観条例を制定しています。

(景観計画、景観条例とも、平成 27 年 10 月 1 日から施行しています。)

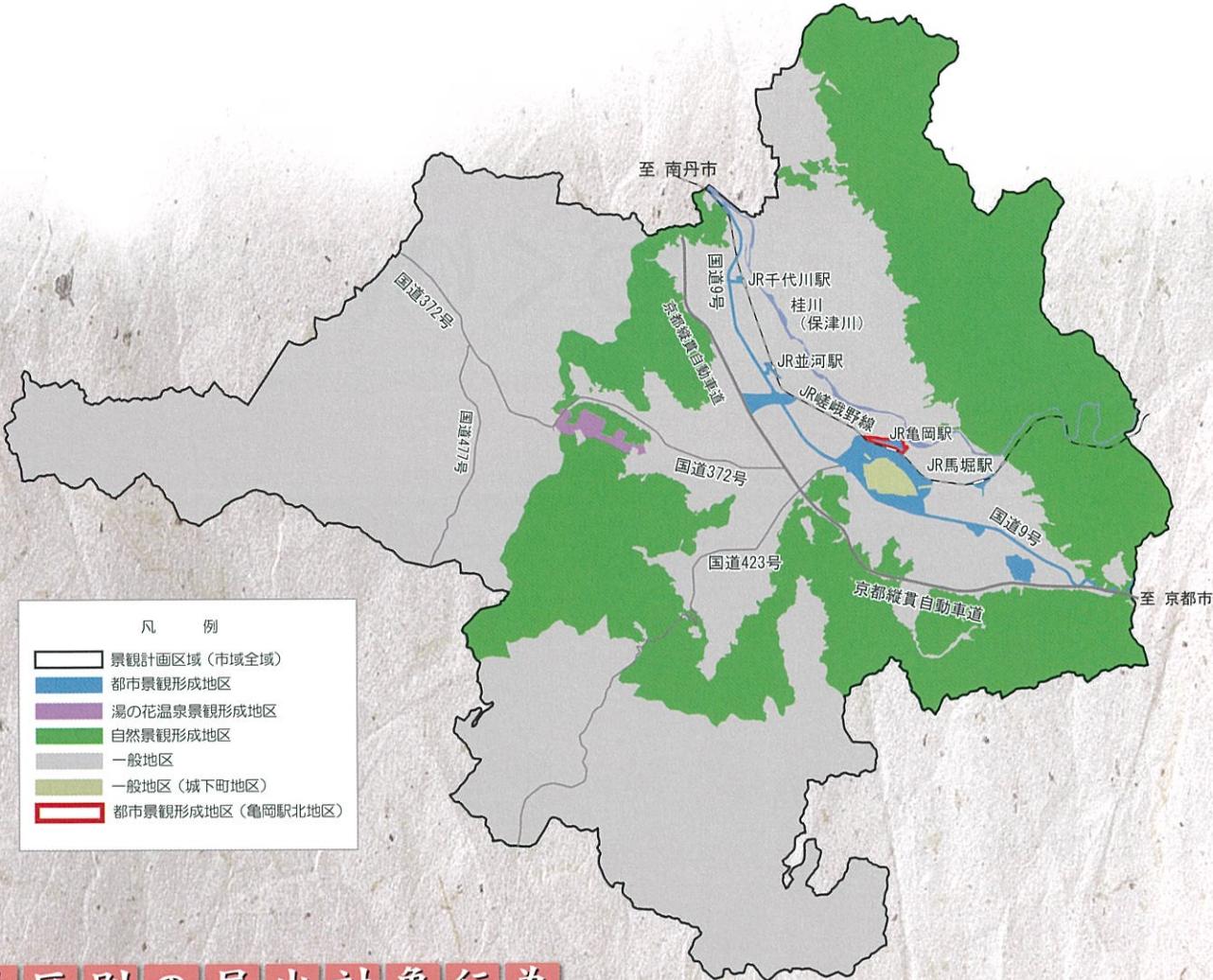
**景観計画により、次のような効果が期待できます。**

- 地域状況に応じた建物などのルールを設けることで、まちなみや自然景観との調和を損なう建物などの立地を抑制することができます。
- 景観重要建造物に指定された建物や景観重要樹木に指定された樹木の保全ができます。
- 市民の皆さんと行政が協働しながら、景観づくりがしやすくなります。

※亀岡市景観計画は亀岡市ホームページからご覧いただけます。

## 景観計画の区域

- 景観形成地区（都市景観形成地区・湯の花温泉景観形成地区・自然景観形成地区）と一般地区に分類し、それぞれの地区ごとに計画を定めています。



## 地区別の届出対象行為

- 以下の基準に当てはまる建築物や工作物などの新築、増改築、外観の色彩の変更などを行う際には、事前に届出が必要です。※増築の後、以下の基準に当てはまる場合も届出が必要です。

建 築 物	工作物・その他	屋外広告物
都市景観形成地区 高さ 13m 超または 建築面積 100m <sup>2</sup> 超	<p>擁壁 高さ 3m 超かつ 長さ 30m 超</p> <p>擁壁以外 高さ 10m 超または 建築面積 200m<sup>2</sup>超</p>	
湯の花温泉 景観形成地区 高さ 13m 超または 建築面積 200m <sup>2</sup> 超	<p>擁壁 高さ 3m 超かつ 長さ 30m 超</p> <p>擁壁以外 高さ 10m 超または 建築面積 500m<sup>2</sup>超</p>	京都府屋外広告物条例に基づき 表示等の許可を 必要とするもの
自然景観形成地区 高さ 13m 超または 建築面積 200m <sup>2</sup> 超	<p>擁壁 高さ 3m 超かつ 長さ 30m 超</p>	
一般地区 高さ 13m 超または 建築面積 1,000m <sup>2</sup> 超	<p>擁壁以外 高さ 10m 超または 建築面積 500m<sup>2</sup>超</p>	

## 景観づくりの基準

●景観計画の区域内で、建築物などについてのルール  
(景観形成基準)を定めています。

### マンセル表色系で示された基準

#### 基 準

※全ての地区で共通の基準となります。

使用する色相	彩度
7.5R～10Y	6以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1～N9.5	

※マンセル表色系とは、「色相」「明度」「彩度」という色の三属性を、記号と数値で表し、一つの色を特定したものです。

## 各地区的景観形成基準のイメージ

### 都市景観形成地区

※亀岡駅北地区については、一般地区における【景観形成基準】を適用する。



### 湯の花温泉景観形成地区



## 自然景観形成地区、一般地区



## 届出の流れ

**構想・計画 事前相談等** 景観計画基準に適合するよう  
計画を行ってください。

申請手続き  
①  
事前協議

建築計画が景観形成基準に適合しているか事前に協議・確認を行います。  
対象:建築面積1,000m<sup>2</sup>超、または高さ13m超の建築物  
※対象以外の建築物については、任意ですができる限り事前協議をお願いします。  
必要書類:亀岡市景観事前協議書(正・副 各一部)  
事前協議書受付:随時受付

**建築確認申請事前協議**

申請手続き  
②  
景観法届出

(事前協議完了)  
景観法第16条の規定に基づく届出です。  
必要書類:亀岡市景観計画区域内における行為届出書  
(正・副 各一部)  
届出書受付:行為着手の30日前まで

## 審査

適合

不適合

行為制限の適合通知書により  
通知します。

行為の着手

行為の完了  
必要書類:亀岡市景観計画区域内における行為完了届出書

指導・助言

修正

未修正

勧告表

# 亀岡市都市景観形成 ガイドプランによる景観協議について

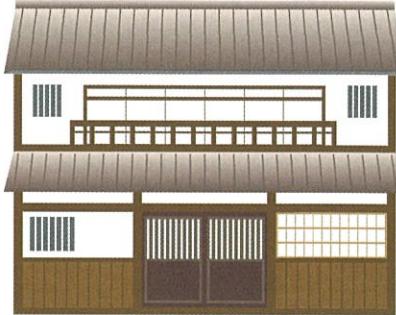
旧丹波亀山城下町の地区で、景観届出対象外の建築物については、平成8年に策定した「亀岡市都市景観形成ガイドプラン」に基づく景観協議（任意）を実施していますので、ご協力をお願いします。

## 良好な景観形成に向けた取り組みへの支援

### 助成制度（主な助成内容）

次のような行為に対して、助成します。

- 景観重要建造物の修理など保全に関するもの
- 景観重要樹木の枯損や倒伏防止などの保全に関するもの
- 良好な景観形成に向けた活動を行う市民団体に対しての補助
- 旧丹波亀山城下町の地区において、歴史的な城下町の佇まいを保全するための景観形成地区や景観地区などに移行した地域で、その景観形成基準に応じた修景に関するもの



### 景観形成地区の追加指定

景観計画策定後も、地域特性を活かした景観形成の取り組みを進める地域においては、地域住民との合意形成を図りながら、景観形成地区への指定を随時行っていきます。

### 景観地区・景観協定の推進

地域住民の良好な景観形成の意識の高まりが見られる地域には、景観協定制度などを推進し、良好な景観形成を促進します。

### 顕彰制度

良好な景観形成に寄与する建築物や市民団体、事業者の活動など各種の取り組みを評価し、表彰する仕組みを検討します。

## 景観重要建造物指定の提案を募集します

景観計画において、景観重要建造物の指定の方針を、道路などの公共の場から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目に該当する建造物と定めています。

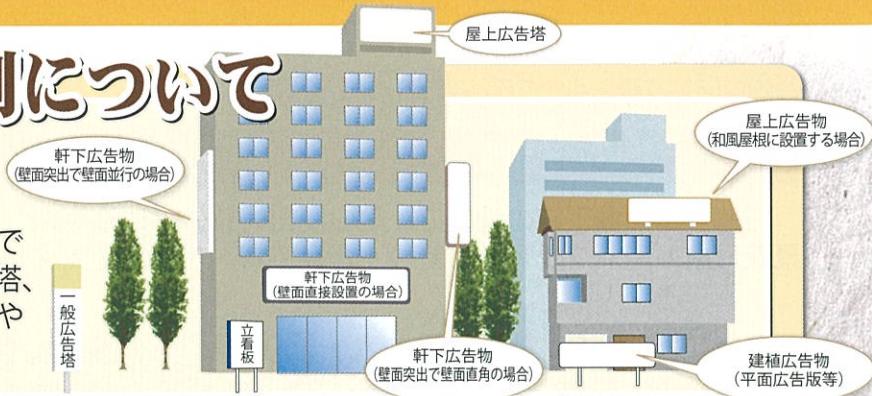
- 亀岡の自然、歴史、文化、生活などからみて、その特性が表れた建造物
- 優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在で、良好な景観形成に寄与する建造物
- 地域の景観形成に向けた取り組みを進める上で重要な建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっている建造物

指定を受けると、所有者などに管理義務が生じ、現状を変更する場合は、市長の許可が必要になります。一方、所定の要件を満たす修理・修景は、上記のように助成を受けることが可能となります。指定の意向があれば、まずは亀岡市都市計画課までご相談ください。

# 屋外広告物の規制について

## 屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、広告塔、はり紙、はり札などがあり、表示内容や表示目的を問いません。



## 屋外広告物は許可が必要です

亀岡市では、屋外広告物法、京都府屋外広告物条例に基づいて、屋外広告物の規制を行っています。市内で屋外広告物を表示する場合は、許可が必要です。必ず市の許可を受けてから表示してください。ただし、許可を必要としない広告物もありますので、詳しくは、市役所2階都市計画課でお尋ねください。

また、新たに広告物を掲出する場合のほか、現在表示している広告物を変更する場合も許可が必要になります。

- 自家用広告物で、自己の住所・敷地内での表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以下のものについては、申請は不要です。
- 禁止されている地域や物件に広告物を表示したり、許可が必要なのに許可を受けなかったりした場合には、30万円以下の罰金が科せられることがあります。
- 許可を受けられた広告物は、安全点検の実施と適正な管理をお願いします。

平成27年  
10月1日  
から

## 屋外広告物の規則が変わっています

景観計画を施行するにあたって、屋外広告物の規制内容が景観計画の内容に合うように、許可基準を見直し、色彩基準などを追加しています。

これにより、平成27年10月1日以降に申請いただく屋外広告物については、新しい許可基準を適用することとなっています。

ただし、平成27年9月30日までに申請いただいた屋外広告物で、改正後の新基準に適合しないものについては、改造や意匠変更を行わない限り、これまで通り期間更新をしていただけます。

### 改正内容

- ①色彩基準：表示部の下地の基調となる色彩は、全ての色相で彩度10以下とする。  
②湯の花温泉景観形成地区では、①の色彩基準のほか、追加基準を設けました。

## 許可を受けられた 屋外広告物の証票について

許可を受けられた屋外広告物に貼付していただくため、証票を発行しています。

※許可証票は、屋外広告物の見やすい箇所に貼付してください。

許可番号 第 █号

平成 █年 █月 █日から

平成 █年 █月 █日まで

亀岡市

お問い合わせ 亀岡市まちづくり推進部都市計画課 TEL: 0771-25-5046